愛運支局公示第３号

公　　　　　示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）
変更の事前届出について

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について、下記のとおり取扱基準を定めたので、公示する。

平成１７年４月２８日

中部運輸局愛知運輸支局長　長崎　三千男

記

１．事前届出書の様式及び添付書類

（１）事前届出書の様式は別紙１とし、次に掲げる書面を添付するものとする。

① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面

② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面

③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面

④ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する予定の自動車を含む）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し等）

⑤ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）

⑥ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

⑦　安全投資計画及び事業収支見積書（平成２９年４月１日以降に事業の許可又は更新許可を受けた者）

２．事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の７日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出するものとする。

３．事前届出書の受理等

届出書の受理に当たっては、１の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には､道路運送法第３１条第１号の規定に基づき、事業の改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

（１）当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業所における一般貸切旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。

（２）営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられている人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。

（３）増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第４８条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附　則

１．この公示は、平成１７年５月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成１８年９月２９日　愛運支局第１１号）

１．この公示は、平成１８年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成２８年９月３０日付け愛運支局公示第１号改正）

本件公示は平成２８年１１月１日から適用する。

附　則（平成３０年３月２３日付け愛運支局公示第４号改正）

本件公示は平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月７日付け愛運支局公示第５０号改正）

本件公示は令和６年３月７日以降に提出される届出から適用する。

貸切バス

別紙１

年　　月　　日

中部運輸局愛知運輸支局長　殿

住　　　　所
氏名又は名称
代 表 者 名
連　　絡　　先　　　　　　（　　　）

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更届

今般、一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第１５条第３項及び同法施行規則第１５条第２項の規定により届出いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに代表者名

住　　　　所
氏名又は名称
代 表 者 名

２．事業の種別

一般貸切旅客自動車運送事業

３．変更しようとする事項

営業所ごとに配置する事業用自動車の数

４．変更を必要とする理由

５．変更予定年月日

年　　月　　日

６．変更に係る新旧対照表

（単位：両）

新旧/内訳 営業所名	新					旧				
	大型	中型	小型	コミューター車	計	大型	中型	小型	コミューター車	計

※大型車：車両の長さが９メートル以上又は旅客席数５０人以上の車両

※中型車：大型車、小型車及びコミューター車以外の車両

※小型車：車両の長さが６メートル以上８メートル以下で、かつ旅客席数３３人以下の車両

（R6.3.1 以前の車種区分適用の事業者：車両の長さが７メートル以下で、かつ旅客席数２９人以下の車両）

※コミューター車：車両の長さが６メートル未満で、かつ旅客席数１４人以下の車両

７．増減車両の明細

増減の別	営業所名	種別	車名	年式（年）	車台番号	乗車定員（人）	全長（cm）	増車の場合：型式 減車の場合：登録番号

※種別の欄は大型車、中型車、小型車、コミューター車の別を記載すること。

８．自動車車庫の位置及び収容能力（関係営業所分を記入）

営業所名	自動車車庫の位置（住所）	収容能力（収容可能車両数）
		㎡ （　　　両）
		㎡ （　　　両）

※自動車車庫：車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

９．運行管理者の選任状況（増車する場合のみ記入）

営業所名	変更後の車両数	選任者数	届出の要否	届出が必要な場合の届出日
	両	人	要・否	年　月　日

10．安全投資計画及び事業収支見積書（該当する方に☑）

本届出に係る安全投資計画及び事業収支見積書の変更の有無　　☐ 有　☐ 無

【添付書類】

・増車・代替予定車両の任意保険・共済の契約申込書の写し、または、見積書の写し

・増車する営業所における運行管理体制図

・増車・代替予定車両が中古車の場合、当該車両の点検整備記録簿の写し

・安全投資計画及び事業収支見積書（平成 29 年 4 月 1 日以降に事業の許可又は更新許可を受けた者）

※自家用自動車から事業用自動車に変更する場合には、基本的に構造変更検査が必要になります。（詳細については整備担当等に確認願います。）